

大阪府 I Tステーションについて

対象受検機関：福祉部障がい福祉室自立支援課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項（意見）										
<p>1 大阪府 I Tステーションについて 大阪府 I Tステーション（以下「I Tステーション」という。）は、障がい者が I Tを活用して就労できるよう、就労を目指す障がい者と、障がい者の雇用を考えている企業の双方を支援する「障がい者の雇用・就労支援拠点」として、大阪府が設置している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>建物概要 名称：大阪府 I Tステーション 所在地：大阪府大阪市天王寺区六万体三丁目21番地 構造：鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階 面積：建築面積402.48㎡ 延面積2,356.64㎡ 平成16年9月に、障がい者のデジタルデバイドの解消に取り組むため開所。</p> </div> <p>2 大阪府 I Tステーション就労促進事業の概要 (1) I Tステーションにおいては、障がい者の I Tの活用による就労を支援するため、大阪府 I Tステーション就労促進事業として、「障がい者総合支援事業」「障がい者就労支援等 I T講習・訓練事業」「障がい者テレワーク推進事業」「障がい者 I T総合推進事業」の4事業に、「施設管理運営業務」を加えた5業務を一括した委託事業として発注し、実施している。</p>	<p>1 I Tステーションは、「就労に向けた I T講習・訓練を実施するとともに、就労相談や企業開拓を行うなど、障がい者の雇用・就労支援の拠点」として府民の利用に供されている施設であるにもかかわらず、普通財産として扱われている。</p> <p>2 受託事業者の選定方法について、是正を求めた事項が履行されていない。 今後とも、同様の契約が繰り返されることが懸念される。</p>	<p>1 I Tステーションの設置目的や、事業の性質を踏まえた適切な施設管理の在り方について検討の上、必要な見直しを行われたい。</p> <p>2 受託事業者の選定方法については、施設管理の在り方と併せて検討し、適正なものとなされたい。</p>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">I Tステーション就労促進事業名称</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者総合支援事業</td> <td>障がい者の I Tを活用した就労の支援強化として、就労支援コーディネーター、企業開拓コーディネーター及び I T相談支援員を配置し、就労を目指す障がい者の就労支援を実施。</td> </tr> <tr> <td>障がい者就労支援等 I T講習・訓練事業</td> <td>企業への就職や在宅就労を希望する府内在住の障がい者を対象に、民間企業の実務を想定した障がい種別（身体障がい[肢体不自由・視覚障がい・聴覚障がい]、知的障がい、精神障がい）ごとの I T講習・訓練を実施。 また、I Tリテラシーの高い利用者に対する訓練及び、登録テレワーカーの養成とそのスキルアップのための I T訓練を実施。</td> </tr> <tr> <td>障がい者テレワーク推進事業</td> <td>在宅就労を目指す障がい者向けに、I T関連業務の受注開拓等と受注業務管理を行うとともに、登録テレワーカーの自立を促進するための支援策を実施。</td> </tr> <tr> <td>障がい者 I T総合推進事業</td> <td>「障がい者の I T利用をサポートするボランティアとして「I Tサポーター」を養成し、I T講習会や利用者への個別指導を実施。また、情報発信や eラーニングを開講するなど、障がい者のデジタルデバイドを解消するための支援を実施。</td> </tr> </tbody> </table>			I Tステーション就労促進事業名称	事業内容	障がい者総合支援事業	障がい者の I Tを活用した就労の支援強化として、就労支援コーディネーター、企業開拓コーディネーター及び I T相談支援員を配置し、就労を目指す障がい者の就労支援を実施。	障がい者就労支援等 I T講習・訓練事業	企業への就職や在宅就労を希望する府内在住の障がい者を対象に、民間企業の実務を想定した障がい種別（身体障がい[肢体不自由・視覚障がい・聴覚障がい]、知的障がい、精神障がい）ごとの I T講習・訓練を実施。 また、I Tリテラシーの高い利用者に対する訓練及び、登録テレワーカーの養成とそのスキルアップのための I T訓練を実施。	障がい者テレワーク推進事業	在宅就労を目指す障がい者向けに、I T関連業務の受注開拓等と受注業務管理を行うとともに、登録テレワーカーの自立を促進するための支援策を実施。	障がい者 I T総合推進事業	「障がい者の I T利用をサポートするボランティアとして「I Tサポーター」を養成し、I T講習会や利用者への個別指導を実施。また、情報発信や eラーニングを開講するなど、障がい者のデジタルデバイドを解消するための支援を実施。
I Tステーション就労促進事業名称	事業内容											
障がい者総合支援事業	障がい者の I Tを活用した就労の支援強化として、就労支援コーディネーター、企業開拓コーディネーター及び I T相談支援員を配置し、就労を目指す障がい者の就労支援を実施。											
障がい者就労支援等 I T講習・訓練事業	企業への就職や在宅就労を希望する府内在住の障がい者を対象に、民間企業の実務を想定した障がい種別（身体障がい[肢体不自由・視覚障がい・聴覚障がい]、知的障がい、精神障がい）ごとの I T講習・訓練を実施。 また、I Tリテラシーの高い利用者に対する訓練及び、登録テレワーカーの養成とそのスキルアップのための I T訓練を実施。											
障がい者テレワーク推進事業	在宅就労を目指す障がい者向けに、I T関連業務の受注開拓等と受注業務管理を行うとともに、登録テレワーカーの自立を促進するための支援策を実施。											
障がい者 I T総合推進事業	「障がい者の I T利用をサポートするボランティアとして「I Tサポーター」を養成し、I T講習会や利用者への個別指導を実施。また、情報発信や eラーニングを開講するなど、障がい者のデジタルデバイドを解消するための支援を実施。											

- (2) ITステーション就労促進事業の業務委託契約において、実施場所をITステーションに限定しており、ITステーションの使用に関しては、受託事業者から「府有財産借受申請書」及び「普通財産貸付料免除申請書」を提出させ、府と受託事業者において、府有財産の使用貸借契約を締結している。
- (3) また、事業実施に必要となる設備、備品類は、府が整備したものを、受託事業者に無償で貸付している。

3 受託事業者の選定方法

- (1) 平成27年度監査において、ITステーション就労促進事業の受託事業者の選定方法について、「第4次障がい者計画」の計画期間の初年度に当たる平成24年度事業は公募プロポーザルにより選定を行った後、平成25年度、平成26年度は、公募を行わず、平成24年度事業の受託事業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠に、随意契約を締結していることを検出した。大阪府随意契約ガイドラインに反する選定方法であることから、是正事項として、「単年度契約で毎年度公募する方法や複数年契約を行う方法等を検討し、適正な事務処理」を行うよう求めた。
- (2) しかし、「第4次障がい者計画」（中間年の改正計画）の計画期間の初年度に当たる平成27年度事業は公募プロポーザルにより選定が行われたものの、平成28年度は、公募は行わず、平成27年度事業においてプロポーザルにより選定した受託事業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠に、随意契約で委託契約を締結している。
- (3) 受検機関は、平成28年度委託契約に向けて受託者選定方法を検討したが、「第4次障がい者計画」に基づく事業であり、複数年契約及び新たな公募プロポーザルは、事業の性格上計画の改正年度以外はなじまない、また、入札は、「施設管理運営業務」が情報関連機器（大阪府の貸与備品）の保守管理を含み、その他4事業と密接不可分の関係にあることから、分割発注が困難と判断した。今後も継続して検討を進める、と説明している。

<これまでの受託事業者選定方法等>

- (1) 平成24年度事業（契約期間：平成24年5月1日～平成25年3月31日）
公募プロポーザルを実施。1事業者から提案があり、審査を行った結果、社会福祉法人大阪障害者自立支援協会が最優秀提案者となり、同事業者と委託契約を締結（契約金額：132,105,927円（精算後の額））。
- (2) 平成25年度事業（契約期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日）
同事業者（社会福祉法人大阪障害者自立支援協会）と委託契約を締結。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約（契約金額：137,290,882円（精算後の額））。

【地方自治法】

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。
4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

【地方自治法施行令】

第167条の2第1項第2号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【大阪府随意契約ガイドライン】

第2号（令第167条の2第1項第2号）

一般的事例

【物品・委託役務関係業務】【測量・建設コンサルタント等業務】

* プロポーザル方式により選定した事業者と翌年度以降、公募の手続きを取らずに本号の規定により自動的に随意契約をすることは認められない。

プロポーザル方式は、あくまで「優秀」の提案事業者を選定するのにすぎず、選定事業者に「唯一者」であることまでも認めるものではないことに留意すること。

<p>(3) 平成26年度事業（契約期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日） 同事業者（社会福祉法人大阪障害者自立支援協会）と委託契約を締結。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約（契約金額：132,151,462円（精算後の額））。</p> <p>(4) 平成27年度（契約期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日） 公募プロポーザルを実施。3事業者から提案があり、審査を行った結果、社会福祉法人大阪障害者自立支援協会が最優秀提案者となり、同事業者と委託契約を締結（契約金額：116,320,000円（精算後の額））。</p> <p>(5) 平成28年度（契約期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日） 同事業者（社会福祉法人大阪障害者自立支援協会）と委託契約を締結。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約（契約金額：111,640,000円）。</p>	
---	--

措置の内容

- 1 設置目的や事業の性質を踏まえ、施設管理の在り方について検討した結果、ITステーションは令和2年6月15日から公の施設「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター」として運営することとなった。（大阪府社会福祉施設設置条例（平成31年3月20日改正、令和2年6月15日施行））
- 2 当該公の施設の運営については、大阪府社会福祉施設設置条例に基づき、公募により選定した指定管理者が行うこととなったため、地方自治法施行令第167条の17及び大阪府長期継続契約に関する条例第2条第2号の適用対象となったことから、適正に長期継続契約（複数年契約）を行うこととした。（令和元年12月27日知事が指定管理者及び指定期間を指定）

監査（検査）実施年月（委員：平成28年8月3日、事務局：平成28年6月15日から同年7月6日まで）